



ベストセラー「『平穏死』」の条件などの著作で知られ、24時間体制で在宅医療に取り組む長尾和宏・長尾クリニック(尼崎市)院長(55)に、在宅での自然な最期を支える医療の在り方について聞いた。

「自然な最期とは、不治で末期の状態になれば延命治療をせず、自然に任せても穩やかに死を迎えることです。それを(特別養護老人ホーム常勤医の)石飛幸三さんは『平穏死』と名付け、著書で提唱しています。私も『自然死』や『尊

## 長尾クリニック

(尼崎市)

## 長尾和宏院長に聞く

# 尊厳保ちつつ安らかな最期

## 家族の意識改革不可欠

「厳死」とほぼ同じ意味で使っています

—日本尊厳死協会副理事長と

して発言を続けてきた。

「協会の定義で『尊厳死』も、

不治で末期の患者が本人の意思

に基づき、生命維持装置による

延命治療を断るが、痛みの除去

など十分な緩和ケアを受け、人

としての尊厳を保ちつつ、安ら

かな最期を迎えることです。人

工的に死期を早める安楽死とは

全く違います

—人としての尊厳とは。

「患者が望めば、最期まで口ず、患者を苦しめていません」

—家族の意識改革も重要で

と考えています。そのためには

「閉じ込め型」の介護や安易な

胃ろうは考え直す必要がありま

す」

—日本では望んでも「平穏死」

が迎えにくるのではないか。

「患者本人が平穏死を望み、

その条件を満たしていくも、医

師が延命治療を中止すると、罪

に問われる可能性があるからです。また、患者が意思決定能力

を失う場合に備え、事前に意思

を表示しておく文書『リビング

・ウイル』も、日本では法的に

担保されていません。結果どし

て医師は延命治療を中止でき

ます」

—「終末期医療に対する医療者側の理解を深めるため、医学生への教育も大切です」と話す長尾和宏院長

尼崎市昭和通7  
「終末期医療に対する医療者側の理解を深めるため、医学生への教育も大切です」と話す長尾和宏院長